破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８１１号
北海道恵庭市末広町110番地１　（シャトー菊水20－Ｃ号）
債務者　加藤　潤一
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８５５号
札幌市南区澄川２条４丁目７番７号　バード枝里101号
債務者　三河　大介
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７１号
札幌市東区北30条東13丁目２番22―201号
債務者　櫻庭　隆則
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７７号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目１番５号　柴田ビル301号
債務者　石山　秀樹
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８９１号
札幌市東区伏古８条４丁目６番１号　カクハイツＮｏ11―102号
債務者　小濱たけ子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９００号
札幌市東区東苗穂４条２丁目１番53号　福来路の家
債務者　菊地　紘一
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９３１号
札幌市北区新琴似２条２丁目11番12号
債務者　古澤　卓也
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９５２号
札幌市北区南あいの里５丁目７番１―101号
債務者　岡崎　誠明
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９５３号
札幌市北区南あいの里５丁目７番１―101号
債務者　岡崎麻也加（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２号
北海道赤平市幸町４丁目４番地　幸団地２―303号室
債務者　佐々木徹也
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第４号
北海道留萌市沖見町３丁目215番地　コーポカメダ205号室
債務者　庄野　雪江（旧姓大西・鈴木）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成２８年（フ）第１０４号
群馬県高崎市寄合町51番地１
債務者　福田　　彰
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１０９号
群馬県高崎市上並榎町205番地７
債務者　北爪紀美惠
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１１３号
群馬県高崎市下小鳥町374番地１　ノースビレッジＡ102号
債務者　ＨＡＮＹＵ　ＭＡＲＩＴＥＳ　ＳＡＮＴＩＡＧＯ（通称羽生マリテス）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５８号
千葉県山武郡横芝光町鳥喰下1533番地６
債務者　鶴巻　幸恵（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第７７号
千葉県大網白里市大網510番地　第３コーポ長門203
債務者　山上　晴彦
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１５６号
静岡県熱海市清水町９番19号　川口アパート302
債務者　山下　健一
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係